

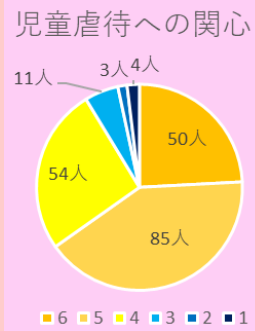
はじめに

私たちは、南高の2年生に協力してもらい児童虐待に関する意識調査を行いました。そこからわかったことを、私たちの研究の成果と併せて皆さんに報告したいと思います。これを読んで皆さんも虐待問題について一緒に考えてみませんか？

南高生は虐待の認識がずれている!?

虐待ニュースへの関心の度合いを6段階で尋ねたところ、90.8%が上位の4～6を選びました。南高生は、**児童虐待への関心がとても高い**といえます。

右：図1 児童虐待への関心
(低い←1・・・6→高い)



一方で、11種の虐待行為（厚労省の示す具体的な虐待行為）について、「許される」「場合によって許される」「許されない」を選択してもらい、それぞれをOpt, 1pt, 2ptとして合計し、関心の高さとの相関をとってみました。

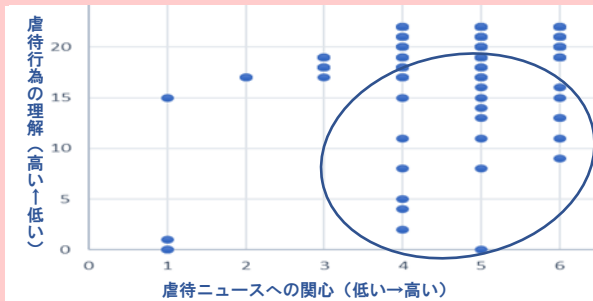


図2 児童虐待への関心と虐待行為の理解度

図2の囲み部分のように、**関心が高くても虐待行為を正しく理解していない人**たちがかなりいることがわかりました。

どんな行為が虐待にあたるの？

身体的虐待……暴力行為などをさす
(例) 殴る、叩く、やけどを負わせる、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す

性的虐待……子どもに性的な行為をする
(例) 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノの被写体にする

ネグレクト……育児を放棄する
(例) 食事を与えない、車中に放置する、病院に連れて行かない、ひどく不潔なままにする、乳幼児を家に残して外出する

心理的虐待……子どもの「心」に対して、悪影響を及ぼす行為をする
(例) 言葉で脅かす、無視する、DV（家族に対する暴力）を見せる

自分が受けたことだから……は理由にならない!

今回調査して、虐待にあたる行為を受けたことがある人は、その行為を容認する傾向があることがわかりました。

親になり子どもに虐待をしてしまった時、「自分もこうやって育てられてきたから」という言い訳は通用しません。自分の虐待に対する認識を振り返り、将来親になったとき虐待せずに子育てができるように認識を改めていきましょう。

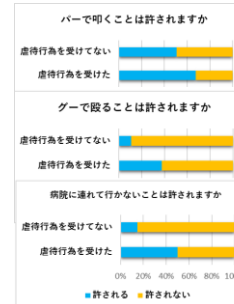


図3 被虐待体験と虐待容認

令和2年4月1日から、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法律に明文化されます。

- ◎ たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。
- ◎ （この改正は）子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

（厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」より引用）



STOP!
言葉の虐待も

あなたがいなければ……

男の子/女の子が欲しかった

子どもは親の何気ない言葉を覚えていて心に深く傷が残ってしまいます。そのため存在を全否定する言葉や性別を否定する言葉は、叩いたり蹴ったりしていなくても「暴力」の一種になるのです。

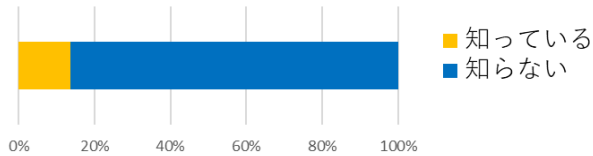
イライラした時はクールダウン!

深呼吸をする、数を数える、窓を開けて風に当たる、などイライラを逃す方法をとろう

「189」とは？

アンケートを実施した時、厚生労働省の児童虐待防止啓発ポスターが掲示されていたにもかかわらず、86%が「知らない」と回答していました。

南高生の「189」の認知度



「189」とは、児童相談所虐待対応ダイヤルのことです。この番号に電話をかけると近くの児童相談所につながります。近所で虐待かもと思った時や、あなたが将来子育てに困った時に相談できるよう、ぜひ覚えておいてください。



児童相談所は相談施設でもあります

児童相談所が虐待事件関連でメディアに取り上げられることが多くなり、『児童相談所』=『虐待相談をする場所』といったイメージを持った人もいます。しかし、児童相談所は子育てに関する相談も受けています。長崎県では「こども・女性・障害者支援センター」の中に児童相談所の機能があります。また、児童相談所以外にも子育ての相談ができる場所は、右のとおりたくさんあります。

困った時はひとりで悩まず、まず相談

相談できるさまざまな機関を知っていれば、困った時にひとりで悩んだり、苦しんだり、自分も虐待するのではと心配せずに済みます。

市町の子育て担当課

各市町で育児や教育の各種相談、児童虐待防止に関する窓口が設けられている。

(例) 長崎市子育て支援課こども総合相談
095-825-5624

子育て支援センター

概ね3歳未満の子どもと親が気軽に集まって自由に遊んだり、育児相談等を行うことができる場所。さまざまなイベントが行われており、交流や仲間作りができる。

(例) 長崎市梅香崎地区子育て支援センター
「ひなたぼっこ」

ファミリーサポートセンター

子どもの預かり等の支援を受けたい人と支援をした人を会員として、その仲立ちを行う。

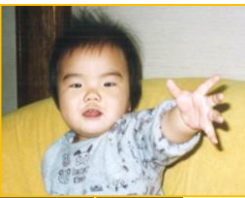
(例) ファミリー・サポート・センターながさき
095-829-6244 長崎市社会福祉協議会

NPO法人

福祉サービス、相談活動、ボランティアなどの活動に取り組んでいる。親子で参加できるイベントを開くなど、団体によってさまざまな取組がある。

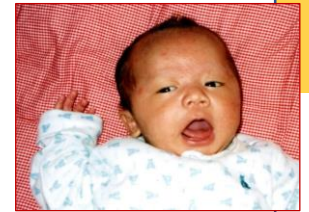
*長崎市の子育て応援活動については「イーカオ」(<http://ekao-ng.jp>) にまとめられています。

注意! ネット上の見知らぬ人に相談すると答えた南高生が33.8%いました。親切そうに見えても巧みに個人情報聞き出されることもあるかもしれません。相談する時は十分気をつけて!



児童虐待のない未来へ

～南高生へのメッセージ～



長崎県立長崎南高等学校

58回生 SSH研究29班作成